

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる「とのないようお願いいたします。

○ 薮浦委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○ 階委員 おはようございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。立憲民主党の階猛です。

今回の税制改正で、国税分で百八十億円ぐらい平年度で新たな税負担が生じるというふうに伺っております。

財務省は、国民に税負担をお願いする以上は、税を使うに当たって適正かつ厳格な手続を経ること、それから正当性と合理性のある理由が備わっていることが必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○ 鈴木国務大臣 そのとおりであると思っております。

○ 階委員 それでは、果たして財務省自身が税を使い上で適正かつ厳格な手続を経ているのか、それから正当性と合理性のある理由が備わっているのかについてお尋ねします。

まず第一に、手続の点。十四日の予算委員会で理財局長は、請求認諾という判断をする際、法務省と協議をしたけれども、協議そのものの内容を記録した書面を作っていないという答弁をされました。これは皆さんにお配りしている資料の一ページ目の上段の辺りに書いております。

このことは、同じ資料の四ページ目、御覽になつてください。これは公文書改ざんの問題を受けた、現在、財務省が職員向けに行つてある研修の資料から抜粋したもので、一番上に書いていますけれども、「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。」というふうになつていますけれども、これに反していると私は考えます。

この点について、同じ日の大臣の答弁は、一ページ目に戻つていただくと下段の方に書いてあります。大臣がおっしゃるには、法務省との協議の際に用いた被告第四準備書面に請求認諾の理由が書いてあるので、これをもつて意思決定を合理的に跡づけ、検証できるということをお答えになつます。

○ 階委員 今大臣、一ページ目の下段の前回の答弁をなぞるようなことをお答えいただいたんだけれども、いいですか、法案の審議になぞらえて考えますと、法務省との協議の場に持つていった文書というのは法案みたいなものです。その法案を基に協議を、審議をするわけじゃないですか、委員会でも。審議をして最終的に法案が成立するわけですよ。だとすると、今大臣がおっしゃったのは、あたかも、法案だけ文書があれば審議の記

のが、この点について確認させていただきたいと思います。

これは予算委員会でも取り上げていますけれども、佐川元国税庁長官の公文書改ざんの指示が原因となって自殺した赤木俊夫さんの御夫人が起訴した国賠請求訴訟についてなんですが、国が請求を認諾して国民の税金から一億一千万円も払いながら、佐川氏には国賠法上の求償権行使しない、この判断を厳しく検証する必要があると思つていい

ます。

まず第一に、手続の点。十四日の予算委員会で理財局長は、請求認諾という判断をする際、法務省と協議をしたけれども、協議そのものの内容を記録した書面を作っていないという答弁をされました。これは皆さんにお配りしている資料の一ページ目の上段の辺りに書いております。

私はともいたしまして、訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たりまして、御質問にございました被告国第四準備書面にて法務省と協議を行つていたものと承知をしております。認諾に至つた詳細な理由につきましても記載がされているところでございます。当該準備書面やその提出に係る決裁文書をもつて財務省における意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡づけているものと考へているところでございます。

○ 階委員 今大臣、一ページ目の下段の前回の答弁をなぞるようなことをお答えいただいたんだけれども、いいですか、法案の審議になぞらえて考えますと、法務省との協議の場に持つていった文書というのは法案みたいなものです。その法案を基に協議を、審議をするわけじゃないですか、委員会でも。審議をして最終的に法案が成立するわけですよ。だとすると、今大臣がおっしゃったのは、あたかも、法案だけ文書があれば審議の記

録は要らないと言つてはいるようなもんですよ。おかしいじゃないですか。審議の過程が大事なんですよ。それを文書にしなかつたら、何のための研修で言つてることなんですか。研修にちゃんと書いてあるじゃないですか。意思決定過程を合理的に跡づけ、検証できるよう文書を作成しようと言つてはいるわけですよ。前提となる文書を作ればいいというものではないと思います。まさに議論の過程を記録しないとちゃんとやつたことにならないでしよう。おかしいですよ、大臣。官僚の言ふことをそのままのみにしないで、常識で考えてください。大臣のおっしゃっていることは、国会での議事録は要らないと言つてはいるに等しいですよ。お答えください。

○鈴木国務大臣 訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たつては、被告国第四準備書面にて法務省と協議を行つたものでございます。

それで、法務省との協議でございますが、これは正式な会合ということでなくして、被告国第四準備書面を作成する過程で、両省の担当者間で隨時相談をしていましたのであります。したがつて、法務省との協議の過程及び内容については結論のものとして当該書面に表れているもの、そのように考えております。

○階委員 全く納得いかませんね。そもそも、そんないいかげんな協議で意思決定すること自体というのがおかしいですよ。

加えて、資料の五ページ目を御覧になつてください。これは、上方に国家公務員制度改革基本法九条三号というところに色塗りをしていますけ

れども、「国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。」というふうにあります。これを受けて政府の決定が下の方にあります。一番下に「求償権の適正かつ厳格な行使」という見出しがあります。前段の方では、「各府省において、國家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にする」というふうに書かれていました。されども、これも前回、予算委員会でのやり取りで、全くなされていないことが理財局長は答弁されました。

このよきな状態で求償権の存否を判断する、それがふさわしいと言えるんでしようか。そもそも、判断する前提となる体制が整つていないと、思ふんです。いかがでしようか。

○鈴木国務大臣 階先生から、国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の全体像についての中の指摘を、今御質問をいただいたところでございますが、そうした御指摘の点につきましては、各省府において適切に対応を図るべきものと思つております。

そこで、まず、この問題をめぐる問題を法務省としてお答えするところ困難なところもございますが、財務省においては、訴訟を担当する部局において、必要に応じ大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として求償権の存否を判断することが通例であります。そのような形で対応をさせていただいたということでござります。

そして、その上で、私も財務省におきましては、まず、求償に係る規定について職員に対し周知するといったことは行つておりますが、大臣官房等における関係職員においてはこの規定も把握した上で業務を行つているものと承知をしております。その上で、周知の在り方につきましては、今後も検討の上、これに努めてまいりたいと思っております。

もう一つ、手続的な大きな問題。これは、さつ

また、求償権の存否については、訴訟を担当する部局において、必要に応じ大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として判断することが通例であります。今後もこのように対応をさせていただきたいと思っております。

○階委員いや、だから、これ、政府の決定でちゃんと体制や手續をつくれと言つてはいるわけですよ。やつてないから問題じゃないかと言つていいわけですよ。やつてないことは問題ないですか、この政府決定を守らでいいと、

お答えください、端的に。

○鈴木国務大臣 求償権の存否を判断する体制でありますとか手續等について財務省として文書として形にしたものはない、そういうふうに承知をしております。

その上で、

としてお答えするところ困難なところもございますが、財務省においては、訴訟を担当する部局において、必要に応じ大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として求償権の存否を判断することが通例であります。そのような形で対応をさせていただいたということでござります。

いずれにしても、改善点があればそれをしっかりと改善をしていかなければならぬ、そのように思つております。

○階委員 改善点どころか、大きな不備があつたわけですよ。不備がある中で、こんな求償権の行使、見送るという判断をしたことが問題だと言つています。

きの五ページ目の「求償権の適正かつ厳格な行使」の一一番下のところに、「各府省における求償権の存否等の判断に当たって、必要がある場合には、法務省の「法律意見照会制度」を活用する」というふうになつてありますけれども、これを活用したのかどうか。前回、予算委員会で理財局長は、よく意味の分からぬ理由で答弁を拒否されました。ここは大臣にお伺いします。

○法律意見照会制度、活用したのかどうか、明確にお答えください。

○鈴木国務大臣 先生のおつしやつていることは、予防司法支援制度と言つてもいいんだと思います。（階委員「現在はそういう名前だそうです」と呼ぶ）はい。

○法律意見照会制度、活用したか否かにつきましては、その利用の有無をお答えすると政府としての業務遂行に支障を生じさせかねないため、その答えを差し控えさせていただくということが、国としてそういう取扱いになつていて、それを承知をしていました。

○階委員・そもそもそういう取扱いになつていて、どこにそれがあるんですか。その取扱いなんて私は見たことも聞いたこともないんですが。どこのどういう取扱いですが。文書で示してもらえませんか。

○鈴木国務大臣 私がそう申し上げましたのは過去の答弁からでございまして、~~平成二十九年四月十五日の衆議院法務委員会における金田浩務大臣の答弁~~であります。階先生から質問がございまして、それに対して、今のような質問だった

と思いますが、~~個別案件として審査を受けていたとき~~、そういう答弁から引いてきたところです。

○階委員 個別案件といつても、まさに税金の使い方が問われている、そういう案件なんですよ。いいですか。この求償権を行使しないことによつて、一億一千万、請求を認諾した金額、丸々税金から払われるんですよ。一億一千万という請求の認諾、過去の事例と比較して桁違いに大きな数字だということは、前回、予算委員会で法務省から確認しています。

いいですか。それぐらい大きなことを決めるのに、ちゃんとした手続を経ていいかどうか。これは、我々にちゃんと答弁する責任があります。我々にちゃんと答弁する責任があります。税金の使い方を監視する国会の役割があります。

○鈴木国務大臣 本件に係る求償権に係る規定においては、我々が監視する立場であります。我々にちゃんと答弁する責任があります。税金の使い方を監視する国会の役割があります。

が、過去でいう法律意見照会制度、これを活用したことの意味なのか、活用していないという意味なのか、どっちなんですか。

○鈴木国務大臣 この制度を利用したということではなく、法務省の専門的知見を活用させていただいたということあります。

○階委員 専門的知見をどのように活用したんですか。

○鈴木国務大臣 国の内部における検討過程について、これを明らかにすると、国の内部の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法の不開示事由に該当すると考えておりまして、詳細に申し上げることは差し控えたいと思います。

○階委員 今の答弁も官僚が書いたものを読み上げただけなんですかね。

○鈴木国務大臣 過去に森友案件については、まさに、土地の値引きについて、法律相談の文書を、最初はないと言つていたものが後から出てきたんですね。

○階委員 本件に係る事務を処理する所管行政庁として財務省において判断をしたものでござります。

○鈴木国務大臣 不規則発言はやめてください。

○鈴木国務大臣 本件に係る求償については、必要なことに応じて国家賠償法の求償権に係る規定の解釈に関する法務省の専門的知見も踏まえまして、本件に係る事務を処理する所管行政庁として財務省において判断をしたものでござります。

○鈴木国務大臣 文書でやり取りしたのがあるいは口頭なのかとも含めまして、国内部の検討過程に係ることでありまして、詳細に申し上げることは差し控えたいと思いますが、私が聞くところでは、先ほど申し上げました被告人国四号ですが、それと決裁過程に関わる決裁の文書、そ

a

- 3 -

出典：令和4年2月16日 衆議院財務金融委員会議事速報（未定稿）より抜粋
令和4年2月17日（木）衆議院 予算委員会第三分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

のほかには文書はない」とを聞いておりま
す。

○階委員 さつきも言ったように、桁違いの求償
権を行使しないという判断なんですよ。税金の使
い方、これでいいのかと、真摯に
検討すべきじゃないですか。そもそも、文書がな
いという、それも素直に受け止められないんです
けれどもね、過去に前例、前科があるので、皆さ
んがやったことは。

私は、財務大臣はそういうことには絡んでい
ないので期待しているんです。鈴木財務大臣しか
この財務省の体質を変えられる人はいないから、
今日は厳しくお尋ねしているんです。財務大臣の
判断でこれは変えられます。協議の内容を文書と
して出してください。お願いします。

○鈴木国務大臣 出せるものがあればといふこと
でございますが、私の聞いているところによりま
すと、この第四準備書面、それとそれに係る決裁
文書のほかには文書はないということを聞いてお
ります。

○階委員 驚くべき話で、こうした大事なことを
文書に残さないで、さつき言った研修の趣旨はど
こに守られているんですかね。おかしいじゃない
ですか。仮作つて魂入れずとはこのことですよ。
何にも改まつていらないじゃないですか。財務省の
体質は。

私は、財務大臣に厳しく指導していただきたい。
鈴木財務大臣しかいないんですよ、この体質を改
められるのは。私は、鈴木財務大臣に期待してい
るんです。お人柄も尊敬しているんです。鈴木財

務大臣だからこそこれほど厳しく言うんです。お
願いしますよ。こんないいかげんなやり方では、
第二、第三の赤木事件が起きますよ。ちゃんとや
ってください。

大臣、こんないかげんな手続で求償権を行使
しないなんて言われたくないですね。これは手続
的に大きな問題があります。求償権の行使をしな
いという判断をもう一遍見直す、これを約束して
いただけませんか。

○鈴木国務大臣 財務省の体質とかあるいは文書
管理の在り方にについて、階先生から大変厳しい御
指摘がございました。

財務省の風土を変える、また体質を変えること
につきましては、今秋池参与の下で一連の検証が
行われまして、さらに、こうしたことの取組を繼
続させていきたい、深化させていきたいと思いま
す。

そして、不備のある点あるいは改善すべき点に
ついては、私としてもしっかりと改善をするよう
にしていきたいと思います。

○階委員 時間が参りましたので、この続きはあ
ったの分科会でやります。

ありがとうございました。

いという判断は、手続的にも実態的にもおかしいと思いますよ。

財務大臣、これはやり直しすべきだと思います。認諾はもう裁判上の手続だから動かせないにして、求償権行使しないといふ判断は見直すべきだと思います。いかがですか。

○鈴木国務大臣 每回同じ繰り返しになる部分がござりますので恐縮であります。国家賠償法において、国が支払った賠償金について職員に故意又は重大な過失があつたときは職員個人に求償することができますので規定されています。

今回の訴訟においては、赤木さんが当時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺され、本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め、厳しい業務状況に置かれる中、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかつたことについて、国としてその責任を認め、認諾したものでございます。

一方、赤木さんに対しましては、職員の業務負担を軽減すべく、人員の追加加配でありますとか、業務配分の見直し、あるいはリハビリ出勤の開始、復帰に向けた配慮にも努めてまいりましたし、その後にも様々配慮をしたところでございまして、以上を踏まえれば、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかつたとしたとしても過失があるとは考えておりません。

したがいまして、国家賠償法に沿いまして、國には請求権は有していないと考えております。

最後に、藤井審議官のことについてもお尋ねし

ていただきたいと思ひますけれども、先週、渡辺委員が質問されていましたことですけれども、官房長官、藤井さんの更迭の前提となつた事実関係について、調査結果はどのようになりましたでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。今般、藤井敏彦元内閣官房内閣審議官について、处分につながる可能性のある行為を把握をし、現在、本人も含めて、事実関係の確認、調査を行つてあるところでございます。

○階委員 全く進展がないということですか、この何日間かの間。でも、更迭はされているわけですね。どういうことなんでしょうか。なぜ調査結果がいまだに明らかにならないんですか、更迭したのに。教えてください。

○松野国務大臣 現在、事実関係の確認、調査を行つているというのは、先ほど答弁をさせていたしましたとおりでござりますけれども、このような状況において、同氏に経済安全保障法制準備室長の職務を継続させることは困難と判断をしたため、二月八日付で、派遣元である経済産業省に異動させたということです。

○階委員 公務員の職務の執行に疑惑が抱かれています。全体の奉仕者性であるとか、公正性、中立性に疑惑が抱かれています。

とりわけ経済安全保障法制、今回の国会の最重要法案と言つても過言ではないと思ひます。この法案の策定過程で不適切な事業者との癒着があったのではないかという疑惑が持たれています。

調査結果を早急にまとめて、この法案の提出前に国会に出すということをお約束いただけません

か。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。できる限り速やかに調査を進めさせていただきますて、事実が判明し次第、適切に対応させていただきたいと思います。

○階委員 法案の前に出していただく、不適切な関係がなかつたのかどうか、これをしっかりと調べて出していただくということをお約束いただきました」と思ひますが、その点、確認させてください。

○松野国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございますが、できるだけ速やかに事実関係を調査してまいりたいと考えております。事実関係が判明し次第に、適切に処理をして、対応してまいりたいと考えております。

○階委員 経済安全保障法制で、民間企業には機密を守れとか言つていてるわけですが、その守れと言つてはいる張本人の人が機密を漏らしたんじやないかというような疑惑であるとか、さつき言つたように、民間企業と癒着がある中で、そういう方々の便宜を図つたような法案を作つてはいるんじやないか、そういう疑惑が持たれているわけで、この法案の審議をする大前提だと思いますよ。

ですから、これは法案を提出する前に、だつて、もう更迭しているんだから、更迭しているということは理由があるから更迭しているわけで、その理由をしつかり文書にしてこの予算委員会に提出してください。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 国交大臣にも来ていただいてるので、

第九条 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとすること。
 - イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。
 - ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとすること。
- 八 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。
- 二 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るためにの措置を講ずること。

三 国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るためにの措置を講ずること。

出典：国家公務員制度改革基本法 条文 第九条 抜粋

7 基本法に基づくその他の措置

(1) 国家戦略スタッフ・政務スタッフ

国家戦略スタッフについては、内閣官房に「国家戦略局長」、「国家戦略官」、「内閣政務参事」及び「内閣政務調査官」を新設するとともに、内閣総理大臣補佐官を増員することとし、また、政務スタッフについては、各府省に「政務調査官」を新設することとする。

このため、「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」において、これらの措置を講ずることとしている。

(2) 政官接触に関する記録の作成、保存等

職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存等については、「政・官の在り方」（平成21年9月16日閣僚懇談会申合せ）の措置を着実に実施していくこととする。

また、行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理については、関連する法律（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。平成23年4月1日施行）を含む。）に基づき、適切に行うこととする。

(3) 懲戒処分の適正かつ厳格な実施

懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図るためにの措置については、各府省において、これまで公益通報処理ガイドラインの策定、懲戒処分実施手続の明確化等の体制整備、懲戒処分案件の公表等の透明性の確保等、様々な措置が講じられてきたところであり、今後においても、これまでに講じてきた措置を着実に実施し、懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図ることとする。

(4) 求償権の適正かつ厳格な行使

国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく求償権を適正かつ厳格に行使するため、各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について閣僚職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にすることとする。なお、各府省における求償権の存否等の判断に当たって、必要がある場合は、法務省の「法律意見照会制度」を活用することとする。

出典：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」

平成23年4月5日 国家公務員制度改革推進本部決定 より抜粋

令和4年2月17日（木） 衆議院 予算委員会第三分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主党）

当然なつてはいるものだらうなど、いふうに推測するんですが、その点、いかがなんでしょうか。基本的なことなので、大臣、お答えください。

○金田国務大臣 訟務局におまつては、我が国

の行政の法の適合性、これをより高めていく、そ

してまた、法の支配が貫徹された国家として、我

国の国際社会における地位をより高めていく、そ

うしたためにも予防司法の強化というものに取り組んでおるわけあります。

その一環として、各府省から寄せられます行

政施策に関する照会事案に対しては、具体的な

法的な紛争が生じる前であっても、これまでの訴

訟対応等によって得た知見を提供するといったよ

うな形で、法的問題について助言をしたりしてい

るところです。

○階委員 幾ら専門的な知見が法務省にあつたと

しても、相談がなされなければそれを發揮するこ

とができないわけですね。相談がなされる体制

になつてゐるのかどうか。

もともと問題が生じた部局でこれは訴訟リスク

のある案件だというふうに判断したときに、相談

を受ける体制になつてゐるのか、相談が来る仕組みになつてゐるのかどうか、これをお答えください。

○階委員 訟務局の相談体制として、関係

省庁ごとに窓口を設置いたしております。そして、関係省庁において必要に応じて相談がなされ

て、法的問題について、その必要に応じて回答を

するというやり方をとっている、というふうに承知

しております。

○階委員 これも一般論としてお尋ねしますけれ

ども、私の、この法務省が作成した予算関係の資

料でも、「国が訴えられる「防ぐ法律相談」ということ」、「活用三百三十件」という新聞記事のコピーがここに載っていますね。それで相談を受けれると思うんですよ、いろいろと。

訴訟リスクがある場合に、私も一応弁護士などで、まず最初に申し上げるのは、相手との交渉経緯といふものはちゃんと記録にとつておきましょ

うこととはイの一番で申し上げます。

皆さん法務省も、相談を受けたらそういうことをまず言われますよね、当然のこととして。一般的なことでも、どうでしょうか。

○金田国務大臣 事案に応じまして、記録も含めて適切に処理をしている、このように承知をしております。

○金田国務大臣 事案に応じまして、記録も含め

の交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○階委員 訟訟リスクがあるのに、その相手方との交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○階委員 訟訟リスクがあるのに、その相手方との交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○金田国務大臣 事案に応じまして、記録も含め

の交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○階委員 訟訟リスクがあるのに、その相手方との交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○金田国務大臣 事案に応じまして、記録も含め

の交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよね。相談を受けて、これは廃棄していくですよ、そんなことはあり得ないとと思うんですよ。

○金田国務大臣 事案に応じまして、記録も含め

7

出典：法務委員会議録第二号 平成二十九年三月七日 より抜粋

令和4年2月17日（木）衆議院 予算委員会第三分科会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和2年(ワ)第2625号 損害賠償請求事件

原 告 赤木雅子

被 告 国ほか1名

準備書面1

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事第部合議2係 御中

被告佐川宣寿代理人

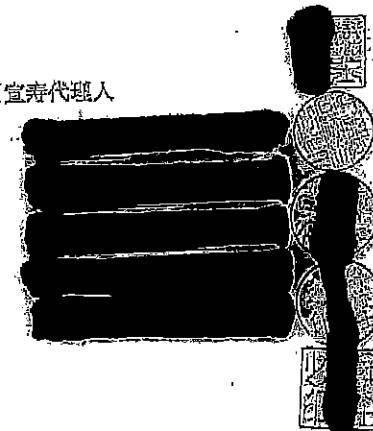
弁護士

同

同

同

同



1 公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、國がその被害者に対して賠償の責めに任じ、公務員個人はその賠償責任を負わないというのが最高裁判所の確立した判例である（最高裁判所昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号534号、最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁等）。特に、上記昭和53年判決は、公務員個人が被害者に対して直接責任を負うか否かという点について下級審の中に折衷説（故意又は重大過失がある場合に限って直接個人責任を負うとする見解）をとるものがあった中で、最高裁が重ねて否定説をとることを明らかにした点に意義があることを指摘しておく（最高裁判所判例解説・民事篇昭和53年度470頁／篠田省二調査官解説参照）。

2 被告佐川との関係において、原告は、今般提出された原告準備書面（3）においても独自の主張を展開するのみである。答弁書でも述べたとおり、国家賠償法1条1項の適用がある以上、公務員個人が責任を負うことではないというのが確立した判例であり、本件において被告佐川が例外的個人責任（民法709条）を負うとの主張はそれ自体失当である。また、被告佐川の退職後の事情に基づく原告の主張についても答弁書で指摘したとおりである。

3 以上のとおり、被告佐川に対する原告の請求に何ら理由がないことはもとより明白である。裁判所に岩が付けては、直ちに被告佐川との關係で整理を終結し、その上で、一刻も早く被告佐川に対する請求を棄却すべきである。

以上

出典：赤木さん損害賠償請求事件「準備書面1」より抜粋

令和4年2月17日（木）衆議院 予算委員会第三分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主党）